

## 平成30年7月豪雨による市税の減免について

平成30年7月豪雨により被害を受けられました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

今回の災害により大きな被害を受けた場合には、以下の減免措置が受けられる場合がありますので、浅口市役所生活環境部税務課（電話 0865-44-9040）までご相談ください。

### 減免等の市税要件、減免割合

| 税目等        | 減免の要件   | 減免割合                    |
|------------|---|-------------------------|
| 市県民税       | ①納税義務者が死亡した場合   | 10分の10（納期が到来していないもの）    |
|            | ②生活保護法の規定による生活扶助を受けるに至った者   |                         |
| 固定資産税      | 納税義務者の所有する固定資産（土地、家屋、償却資産）について、10分の2以上の損害を受けたとき<br>※家屋については床上浸水、半壊以上の住宅が対象です。 | 10分の4～10分の10            |
| 後期高齢者医療保険料 | ①主たる生計維持者が死亡したとき、または重篤な傷病を負ったとき   | 10分の10                  |
|            | ②主たる生計維持者が行方不明になったとき  | 10分の10                  |
|            | ③主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が10分の3以上見込まれるとき、かつ前年の所得が1000万円以下           | 10分の2～10分の10            |
|            | ④被保険者の居住する住宅または主たる生計維持者の居住する住宅が被災したとき<br>（床上浸水、半壊以上が対象。）                      | 10分の10                  |
|            | ⑤主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明になったとき   | 行方不明になった被保険者の保険料の10分の10 |
| 提出書類       | 減免申請書・罹災証明書・被害状況がわかるもの・保険などから補てんされた金額がわかるものなど ※事前に電話でご確認ください                  |                         |
| 提出先        | 浅口市役所 生活環境部 税務課<br>電話 0865-44-9040  |                         |